

4. 申請した後について

- 認定されると「自立支援医療受給者証(精神通院医療)」と、負担上限額が設定された方には「自己負担上限額管理票」を交付します。
- 受診する際は、必ず受給者証と上限額管理票を提示してください。
- 継続の申請は有効期間満了日の3か月前からできます。有効期間満了に伴う、事前の継続申請のご案内はしておりませんので、受給者証の「有効期間」の欄を必ずご確認ください。
- 継続の申請から新しい受給者証が交付されるまで一定期間を要しますので、継続申請の手続きは早めに行ってください。

5. 利用にあたっての注意点

- 受給者証の内容が変更となる場合にはお住まいの市町村で手続きが必要です。特に、通院先の医療機関(病院、薬局等)を変更する場合は、必ず事前に変更の申請を行ってください。
- 受給者証が手元に届く前に受診をする際は、窓口で渡された「申請書の控え」を医療機関に必ず提示してください。

【申請に係る書類や手続きに関するお問い合わせ先】

お住まいの市町村の自立支援医療担当課が窓口となります。
裏面の「申請窓口一覧表」をご確認ください。

【自立支援医療制度(精神通院医療)に関するお問い合わせ先】

埼玉県立精神保健福祉センター(審査担当)
TEL 048-723-6802 FAX 048-723-1561
埼玉県福祉部障害者福祉推進課
TEL 048-830-3295 FAX 048-830-4789

自立支援医療制度のご案内 (精神通院医療)

1. 自立支援医療制度(精神通院医療)とは

統合失調症やうつ病などの精神疾患により、通院による継続した治療を受けると、医療費の負担が多くなることがあります。

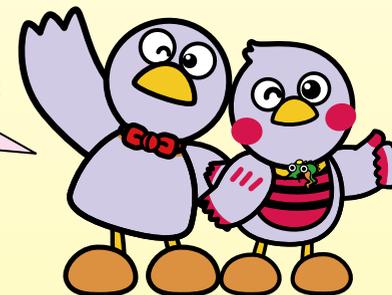
自立支援医療制度は、精神疾患に必要な治療を続けられるように医療費の負担軽減を図る制度です。

制度の対象は、通院治療に係る診療代や薬代、往診料などです。

- 医療費の自己負担上限月額は所得や病状に応じて決まります。
- 有効期間は最長1年間です。
有効期間を継続するためには毎年の申請が必要です。
- 制度の対象となる医療機関は病院(診療所)、薬局、精神科デイケア、訪問看護です。

(注) 受給者証に記載している指定自立支援医療機関に限ります。

是非、この制度を利用してくださいね!



埼玉県マスコット コパトン&さいたまっち

2. 自己負担額について

受給者本人の収入や世帯(※1)の所得、疾病等の状況(「重度かつ継続(※2)」に該当するか否か)に応じて、毎月の自己負担上限額を設定しています。(下表)

所得区分	自己負担割合	1か月の自己負担上限額	
		「重度かつ継続」に該当しない	「重度かつ継続」に該当する
生活保護世帯	0割	① 0円	
市町村民税非課税世帯 (低所得層1) 本人収入額 年80万円以下	1割	② 2,500円	左記と同じ (認定の必要なし)
市町村民税非課税世帯 (低所得層2) 本人収入額 年80万円超		③ 5,000円	
市町村民税 (中間層1) 所得割3万3千円未満	1割	④ 上限額の設定なし (医療保険の自己負担限度額)	④' 5,000円
市町村民税 (中間層2) 所得割2万3千5百円未満		⑤	⑤' 10,000円
市町村民税 (一定所得以上) 所得割2万3千5百円以上	⑥'のみ 1割	⑥ 自立支援医療対象外 (一般医療と同じ扱い)	⑥' 20,000円 (※3)

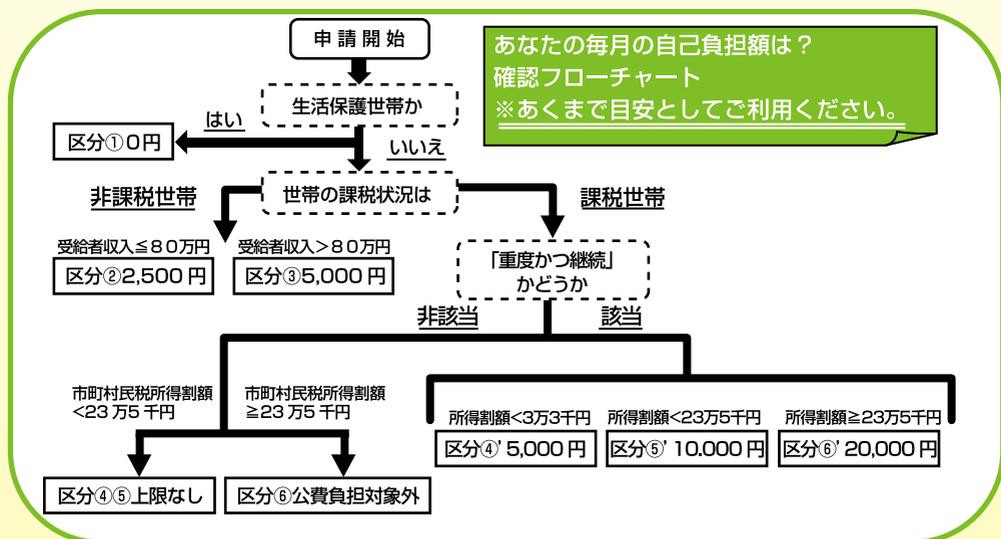
※1「世帯」とは

住民票上の家族ではなく、同じ健康保険に加入している家族としています。そのため、同居していても異なる健康保険に加入している家族の方は別世帯となります。

※2「重度かつ継続」の該当者とは

継続的な通院治療を受ける必要があり、相当額の医療費がかかる方となります。該当するかどうかはその人の病状によって異なりますので、通院先の医療機関にお尋ねください。

※3 令和6年3月31日までの特例措置となります。



3. 申請について

【窓 口】 お住まいの市町村となります。

【申請書類】 次の書類が必要になります。(下表)

書類一覧	備考
① 自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請書	用紙は市町村にあります。
② 自立支援医療(精神通院医療)意見書(診断書)	主治医が作成するもので、別途費用がかかります。
③ 健康保険証の写し	国民健康保険の方は、加入者全員分が必要です。
④ 個人番号を確認する書類 個人番号カード、(番号)通知カード、 個人番号が記載された住民票の写し、 個人番号が記載された住民票記載事項証明書	個人番号を提供する際は、 本人確認書類も必要になります。
⑤ 所得を確認する書類 市町村民税の課税・非課税証明書等	※同意書を提出して、市町村で 確認する場合もあります。
⑥ 精神障害者保健福祉手帳	すでに持っている方のみ。
⑦ 自立支援医療受給者証(精神通院医療)	すでに持っている方のみ。

※1 精神障害者保健福祉手帳と併せて申請ができます。

手帳の交付申請と本申請を同時に行う場合は、手帳用診断書があれば上記の表にある②意見書(診断書)の提出は不要です。

※2 初めて申請する方で精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合、②意見書(診断書)を省略できる場合があります。

お持ちの手帳が、手帳用診断書ではなく障害年金証書の写し等の添付により交付された場合は、②意見書(診断書)が必要となります。
また、申請時に入院中である方については、退院の見込みを確認する必要がありますので、意見書(診断書)等を提出していただくことがあります。

※3 申請書に添付する意見書の提出は原則2年に1度です。

有効期間を継続するための申請(再認定)をしようとする方は、受給者証の「今回の申請書への意見書(診断書)の添付の有無」欄をご確認ください。
「有」となっていれば、原則②意見書(診断書)の提出は不要です。

※4 ④個人番号を確認することにより、⑤所得を確認する書類を省略できる場合があります。

受給者の状況によって必要書類が異なる場合がありますので、事前にお住まいの市町村窓口【裏面参照】にてご確認の上、申請してください。